

日吉津村官民データ 活用推進計画

初版

令和2年7月

日吉津村総合政策課

文書の新規策定／改正

| 版数 | 改正／施行年月日 | 文書新規策定 ／改定内容 | 作成部署 | 備考 |
|----|------------------------------|-----------------|-------|----|
| 初版 | 作成：R2. 7. 16 施行：R2. 7. 16 | 新規策定 | 総合政策課 | |
| | 作成： 施行： | | | |
| | 作成： 施行： | | | |
| | 作成： 施行： | | | |
| | 作成： 施行： | | | |
| | 作成： 施行： | | | |
| | 作成： 施行： | | | |
| | 作成： 施行： | | | |
| | 作成： 施行： | | | |
| | 作成： 施行： | | | |
| | 作成： 施行： | | | |
| | 作成： 施行： | | | |
| | 作成： 施行： | | | |
| | 作成： 施行： | | | |

目 次

| | |
|---|----|
| はじめに..... | 2 |
| 第1章 計画策定の背景と位置付け..... | 3 |
| 1. 日吉津村の現状及び課題..... | 3 |
| 2. 日吉津村官民データ活用推進計画の目的..... | 3 |
| 3. 日吉津村官民データ活用推進計画の位置付け..... | 3 |
| 第2章 推進体制..... | 4 |
| 1. 日吉津村官民データ活用推進計画の推進体制..... | 4 |
| 第3章 官民データ活用の推進に関する施策の基本的な方針..... | 4 |
| (1) 手続における情報通信の技術の利用等に係る取組(オンライン化原則)..... | 4 |
| (2) 官民データの容易な利用等に係る取組(オープンデータの推進)..... | 4 |
| (3) 個人番号カードの普及及び活用に係る取組(マイナンバーカードの普及・活用) | 5 |
| (4) 利用の機会等の格差の是正に係る取組(デジタルデバйд対策等)..... | 5 |
| (5) 情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等に係る取組(標準化、デジタル化、システム改革、BPR)..... | 5 |
| 第4章 官民データ活用の推進に係る個別施策..... | 6 |
| 1. 手続における情報通信の技術の利用等に係る取組(オンライン化原則)..... | 6 |
| (1) 行政手続のオンライン化..... | 6 |
| (2) マイナポータルの活用による各種申請の電子化の促進..... | 7 |
| 2. 官民データの容易な利用等に係る取組(オープンデータの推進)..... | 9 |
| (1) 各種保有情報等に係るオープンデータ化の促進..... | 9 |
| 3. 個人番号カードの普及及び活用に係る取組(マイナンバーカードの普及・活用)..... | 11 |
| (1) マイナンバーカードの取得率及び住民利便性の向上..... | 11 |
| 4. 利用の機会等の格差の是正に係る取組(デジタルデバйд対策等)..... | 12 |
| (1) 地域IoT実装による地域課題解決・地域活性化の実現..... | 12 |
| (2) Webアクセシビリティ確保のための環境整備等のデジタルデバйд対策... .. | 13 |
| 5. 情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等に係る取組(標準化、デジタル化、システム改革・BPR)..... | 14 |
| (1) 業務のデジタル化、ペーパーレス化の推進..... | 14 |
| (2) 利用者中心の業務改革(BPR)の推進..... | 15 |
| 6. その他(パーソナルデータの利活用の環境整備に係る取組等)..... | 16 |
| (1) 官民データ活用施策の推進に向けた職員の研修・育成..... | 16 |
| 7. セキュリティ及び個人情報の適正な取扱いの確保..... | 17 |

はじめに

近年、スマートフォンの普及、IoTの進展、有線・無線ネットワークの高速化・大容量化により、個人や事業者等が、文字情報のみならず、音声、画像・映像データ、位置情報、センサー情報などの、月毎、日毎という定期的な情報だけではなく、リアルタイムで流通・蓄積されるデータについても、インターネットを通じて送受信できるようになりました。この状況において、国民・事業者等のニーズにきめ細かく対応した新たなライフスタイルの提案に向け、AI、ロボットなどの技術的進展を踏まえた官民データの利活用促進に係る取り組みは、非常に重要なテーマとなっています。

また、我が国は主要先進国の中でも高齢化率とその上昇スピードが高水準であり、加えて生産年齢人口の減少による人口構造の変化も顕著となっており、政府としては、「期待成長率の低下」、「生産性の低い働き方の継続」、「子育て環境等の改善」、「イノベーションの創出」、「地域の隅々へのアベノミクスの効果の波及」、「経済再生と財政健全化の一体的な実現」、「安全・安心な社会の実現」といった諸課題への対策に取り組んでいるところです。

これら課題に対応するに当たっては、各種データの利活用により、①東日本大震災や熊本地震などの大きな災害の発生により顕在化したリスクへの対応をはじめ、安全・安心な生活への期待、②物質的な豊かさだけでなく、心の豊かさや、ゆとりある生活、自己実現により重きを置く傾向による、人の豊かさの尺度（価値観）の変容（例えば、生活の利便性や快適性などの質（QoL: Quality of Life）の向上等の考え方）、③インターネット上のつながりの深化とともに、豊かさを実現する手段として、いわゆるシェアリングエコノミーに代表されるような、所有から共有へという考え方（各種サービス等におけるインターネット上での相互評価の仕組み等）等、個々人の多様化するニーズや考え方にきめ細かく対応するための技術的環境の形成やそれを実現していくための対策を講じていくことが必要となります。

第 1 章 計画策定の背景と位置付け

1. 日吉津村の現状及び課題

全国的に少子高齢化・人口減少が進行する中で、日吉津村においても例外なく同じ課題を抱えており、さらなる業務の改善と村民サービスの向上にむけて、新たな戦略と根拠に基づいた計画的な施策の実施が必要となっている。

また、本村は、面積 4. 2 平方キロメートルと日本で 6 番目に面積が小さい自治体であり、人口 3, 5 2 0 人（令和 2 年 4 月 1 日現在）に対し、村長部局の正規職員は 4 4 人と限られた職員数で行政事務を行っている。

今後も安定的な行政運営を確保し、地域サービスの質を維持していくためには、行政手続の電子化による業務効率の向上や民間活力と官民データの活用による地域課題の自発的解消の促進が極めて重要である。

2. 日吉津村官民データ活用推進計画の目的

日吉津村官民データ活用推進計画は、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画（令和元年 6 月 14 日閣議決定）」を受けて、日吉津村内の官民データ活用の推進を図るとともに、国の施策と市町村の施策及び都道府県の施策と市町村の施策の整合を担保することで、広域的なデータ流通の円滑な促進に寄与し、将来的な地域課題の自発的な解消や全国的な行政及び民間のサービス水準の向上に繋げ、住民の利便性向上に寄与するとともに、データの利活用を通じた地域経済の活性化に繋げる。

また、業務・システムの標準化やクラウド利用の推進により、必要経費の削減や職員の事務負担の軽減を図るとともに、新たなサービスの提供や更なる業務の効率化を通じ、日吉津村が抱える諸問題の解消を図ることを目的とする。

3. 日吉津村官民データ活用推進計画の位置付け

日吉津村官民データ活用推進計画は、官民データ活用推進基本法（平成 28 年法律第 103 号）に基づき、「BPR 推進の取組」、「オープンデータ化推進の取組」、「個人番号カードの普及及び活用に係る取組」、「デジタルデバイド解消の取組」及び「クラウド化推進の取組」について具体的な施策を定めるものとする。

第2章 推進体制

1. 日吉津村官民データ活用推進計画の推進体制

日吉津村官民データ活用推進計画の推進に当たっては、各種データの標準化やシステムの改修といった、情報関連の取組が必須となるが、それはあくまでも官民データ活用に伴う域内経済の活性化や業務効率の向上のための手段に過ぎない。一方、日吉津村官民データ活用推進計画を推進するためには、そのため、庁内部署横断的に、必要な各種取組を加速・推進させていく。

また、定期的に担当部署から各施策の報告を受けるとともに、各施策の進捗及び効果に関する評価・分析を行い、その結果を本村の行政運営に反映していく。

第3章 官民データ活用の推進に関する施策の基本的な方針

官民データ活用の推進に関する施策については、「手続における情報通信の技術の利用等に関する取組」、「官民データの容易な利用等に係る取組」、「個人番号カードの普及及び活用に係る取組」、「利用の機会等格差の是正に係る取組」及び「情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等に係る取組」の5つの取組を柱とし、それぞれの柱に係る基本的な方針は次のとおりとする。

(1) 手続における情報通信の技術の利用等に係る取組(オンライン化原則)

「すぐ使える」「簡単」「便利」な行政サービスを実現するため、従来の紙文化から脱却し、官民データ利活用に向けた行政手続等におけるオンライン化（本人確認及び手数料支払いのオンライン化を含む。）の原則、それに伴う情報システム改革・業務の見直し（BPR）及び添付書類の省略を推進し、利用者中心の行政サービスを実現する。併せて、行政手続等におけるオンライン化の原則を実現するため、住民や職員等の利用者側におけるオンライン化についても利用を促進する。

(2) 官民データの容易な利用等に係る取組（オープンデータの推進）

官民データを様々な主体が容易に活用できるようにするため、「オープンデータ基本指針（平成29年5月30日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定。令和元年6月7日改定。）」等を踏まえて、日吉津村が保有するデータのオープンデータ化を推進する。また、事業者等の利益や国の安全が害されることがないようにしつつ、公益事業分野の事業者が保有するデータのオープンデータ化を促す。

（３） 個人番号カードの普及及び活用に係る取組（マイナンバーカードの普及・活用）

「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」（令和元年6月4日デジタル・ガバメント閣僚会議）や骨太の方針等を踏まえ、令和2年度に予定されているマイナンバーカードを活用した消費活性化策や令和3年3月から本格運用が開始される健康保険証としての利用等の取組を着実に進め、マイナンバーカードの普及・利活用を推進していくこととしており、全国の市区町村に対し、「交付円滑化計画」の策定要請がなされている。日吉津村においては、策定した交付円滑化計画に沿った施策を実施するとともに、行政サービスにおける個人番号カードの利用を推進することで、行政の事務負担の軽減及び住民の利便性向上に寄与する（例：身分証としての活用、マイキープラットフォームの活用等）。

（４） 利用の機会等の格差の是正に係る取組（デジタルデバイド対策等）

地理的な制約、年齢、身体的な条件その他の要因に基づく情報通信技術の利用の機会又は活用のための能力における格差の是正を図るため、官民データ活用を通じたサービスの開発及び提供その他の必要な措置を講ずる。

（５） 情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等に係る取組（標準化、デジタル化、システム改革、BPR）

行政サービスの利便性の向上や行政運営の効率化を図るため、総合的なデジタル化、業務の見直し（BPR）や情報システムの改革を推進する。具体的には、情報システムについては、クラウド化などの共用化を促進することで、情報システムの運用経費削減、セキュリティ水準の向上、災害時における業務継続性の確保を図る。また、日吉津村内における各種データの標準化（共通語彙基盤、文字情報基盤、地域情報プラットフォーム標準仕様、中間標準レイアウト仕様への準拠等）を図り、官民でのデータ流通を促進することで、民間の活力を活用した地域課題の解決に繋げる。

第4章 官民データ活用の推進に係る個別施策

1. 手続における情報通信の技術の利用等に係る取組（オンライン化原則）

（1）行政手続のオンライン化

電子行政

国が実施する棚卸の進捗や結果を踏まえつつ、日吉津村においてオンライン化を優先的に取り組むべき手続とその方策を決定するとともに、具体的な取組、目標及びその達成時期について早期に定めることとする。

手続のオンライン化に当たっては、フロント部分のオンライン化に留まらず、「情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等に係る取組」と連動し、日吉津村全体として、情報システムの改革、制度や業務そのものの見直しを併せて実施する。また、一連の手続がオンラインで可能となるように、各手続における本人確認及び手数料納付のオンライン化（オンライン手続時の手数料の減額などの優遇措置の検討を含む。）、添付書類の省略の検討を行う。

また、棚卸に基づくオンライン化原則に向けた業務の見直し（BPR）やシステム改革の推進に当たっては、マイナンバー制度による情報連携やマイナンバーカードの活用を前提に必要な取組を進める。

<KPI>

- ・オンライン申請に向けて、事務事業の検証を行う。
- ・オンライン申請実証実験 2 事務事業以上

<スケジュール>

令和元年5月に策定した「地方公共団体オンライン利用促進指針」等を参考にしつつ、令和3年度末までに日吉津村における取組方針を取りまとめる。

【対応する国の施策】

・地方公共団体の行政手続のオンライン利用促進

地方公共団体は、デジタル行政推進法において、行政手続のオンライン化に取り組むことについて努力義務となっていることから次に掲げる取組を期待。

① 手続のオンライン化の推進

- ◇ 平成30年5月に総務省が策定した「オンライン利用促進対象手続（34手続）」のオンライン化
- ◇ マイナポータルを通じた子育て・介護・被災者支援ワンストップの実現
- ◇ 様々な分野の手続オンライン化

② 汎用電子申請システムとの接続

市町村の様々な分野の手続オンライン化には、各市町村において、マイナポータル等の分野横断的な「汎用電子申請システム」と接続することがポイント。（電子

申請を受け付けるための電子申請システムが整備されていない 260 の市町村や、汎用の電子申請システムを導入していない市町村が存在する)。

マイナポータルでの電子申請受付機能を活用すれば、様々な分野の手続オンライン化を容易に実現できる。

コンビニ交付参加団体は、コンビニ交付基盤をマイナポータルとの接続基盤として活用できるため、スピーディかつ低コストで、様々な分野の手続オンライン化を実現できる。

③ 汎用電子申請システムの共同利用の促進

各市町村の個別の取組が進展しない場合、市町村の共同利用について、都道府県が先導して検討いただくことを期待。

汎用電子申請システムについては、導入の実情を踏まえ、最適な共同利用の方法（下記のパターン A、パターン B 又はそのハイブリッド等）を検討いただき、他の市町村や都道府県と連携して、共同利用を進めていただくことを期待。

<パターン A>マイナポータル活用方式

<パターン B>ベンダーシステム活用方式

(2) マイナポータルの活用による各種申請の電子化の促進

電子行政

マイナポータルの電子申請機能を活用した児童手当の現況届等のオンライン化を実現するとともに、該当者への説明会等を行い、電子申請の普及率向上を図る。

また、役場窓口に配置した「マイナポータル用端末」を活用し、来庁者の電子申請についても併せて促進する。

<KPI>

マイナポータルを利用した電子申請件数 10 件以上

<スケジュール>

令和 5 年度までにマイナポータルを利用した電子申請手続数 5 件を達成

【対応する国の施策】

・子育てワンストップサービス等の推進

来庁を前提とする手続（対面）や、オンライン化されていない手続（書面）が多く、申請者の手続に係る負担（時間、費用等）を縮減する必要性が存在。

子育てワンストップに関しては、平成 29 年度から市町村によるサービス検索及び電子申請を開始。さらに、マイナポータルにおいて保育所入所申請に必要な就労証明書の電子化対応や、今後、障害児施策へのワンストップサービスの拡充等により、国民の利用を促進。また、妊娠から就学前までの官民の様々なサービスが

最適なタイミングで案内され、ボタン1つで申請できるサービスの実現に向け、本年度内にロードマップを策定する。これを踏まえ、具体的なサービス提供を来年度に一部自治体において開始し、令和5年度からの全国展開を目指す。

国民が窓口に出向かず子育てに関する様々なサービスの申請をオンラインで完結でき、必要な情報をプッシュ型通知により受け取ることができる仕組みを活用し、国民の利便性向上や子育てに関する手続負担の軽減を実現する。

2. 官民データの容易な利用等に係る取組（オープンデータの推進）

（1）各種保有情報等に係るオープンデータ化の促進

電子行政

地域課題の解決を住民や事業者と連携して実現するとともに、行政事務の効率化、新たなサービスの創出につなげるため、地方公共団体によるオープンデータの取組を促進するための各種ガイドラインや国が提示する「推奨データセット」（オープンデータに取り組み始める地方公共団体の参考としてとりまとめた、公開することが推奨されるデータセットおよびフォーマット標準例）等を参考として、保有するデータのオープンデータ化を推進する。

具体的には、令和2年に向けて、観光振興、子育て支援、高齢化対策、地域経済の活性化等に資するため、これらの分野のオープンデータ化を積極的に推進する。その際、国や都道府県及び周辺の市町村と連携することで広域での横断的なデータの活用を実現する。

また、公営企業等が保有するデータのうち、公益に資するものについてオープンデータ化を促す。

<KPI>

オープンデータ公開件数 1件以上

<スケジュール>

令和2年までにオープンデータ公開件数1件を達成

【対応する国の施策】

・地方公共団体が保有するデータのオープンデータ化の推進

地方公共団体のオープンデータ取組率について、都道府県は平成30年3月に100%を達成。一方、市町村を含めた全体としては約24%（418団体。平成31年3月11日時点）。今後、都道府県とも連携しながら、市町村の取組促進を重点的に行う必要。

地方公共団体が公開することが推奨されるデータセットの拡充及び普及啓発を進めるほか、地方公共団体職員等向けの研修の実施、オープンデータ伝道師や地域情報化アドバイザーの地方公共団体への派遣による研修・啓発活動、オープンデータ100などの優良取組事例の充実・横展開、地方公共団体がオープンデータ化に着手しやすいデータの周知などの取組を通じ、引き続き、令和2年度までに地方公共団体のオープンデータ取組率100%を目標に推進。

これにより、地域における新たなサービスの創出や諸課題を解決。

・ 訪日外国人観光客等に有益な観光情報のオープンデータ化推進（地方公共団体が保有する情報の公開促進を含む）

訪日外国人観光客等が増加しつつあるものの、観光関係情報のオープンデータ公開や、公開されるデータの標準化が進んでいない。

事業者等による新たな観光サービスの創出や多言語対応等を促進するため、オープンデータ官民ラウンドテーブルの議論等を踏まえ、観光に資する推奨データセットを新たに追加するほか、推奨データセットの中の観光分野のオープンデータ公開を促進するなど、令和2年度までに全ての地方公共団体で観光関係情報をオープンデータ化。

これにより、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた訪日外国人観光客等への情報提供の充実及び新たな観光サービスを創出。

3. 個人番号カードの普及及び活用に係る取組（マイナンバーカードの普及・活用）

（1）マイナンバーカードの取得率及び住民利便性の向上

電子行政

来庁者に対するマイナンバーカードの取得勧奨や、日吉津村のほか、国や県が開催する各種イベントにおいて、臨時のマイナンバーカード申請窓口を設置するとともに、希望する企業・団体への職員の訪問による申請受付等、住民のマイナンバーカード取得率向上を図る。

また、マイナンバーカードと申請書等記載支援システムを組み合わせることで、申請書等への氏名、住所等の手書き入力を不要とし、来庁者の負担軽減及び窓口の業務効率化に寄与する。その他、現在日吉津村が発行している印鑑登録証や図書館カード、公共施設利用者登録カード等の機能をマイナンバーカードに統合するワンカード化の取組を進め、住民の利便性の向上及びカード発行等に要する経費の削減に繋げる。

さらに、日吉津村では、マイナンバーカードを活用して住民の利便性や地域の活性化を図るため、国が実施するマイキープラットフォームを活用した施策を実施する。

<KPI>

- ・マイナンバーカードの普及率
- ・マイキープラットフォームへの参加

<スケジュール>

- ・令和3年度までにマイナンバーカード普及率47%を達成
- ・令和3年度までにマイキープラットフォームへ参加

【対応する国の施策】

・マイナンバーカードの多機能化の推進

マイナンバーカードを国民に浸透させるための多機能化が必要。

令和2年度の自治体ポイント実施のためのマイキープラットフォーム等の改修、地方公共団体や利用店舗の参加促進による利用環境の整備、利用者への効果的な広報、マイナンバーカードの取得の平準化等を進める。また、本年末までにマイキープラットフォーム運用協議会への全地方公共団体の参加を促すとともに、市区町村と都道府県の連携体制を整備する。

マイナンバーカードを用いた各種申請手続等での利活用案の検討や利活用策ごとの目標値の設定等を進め、国民の利便性を向上。

4. 利用の機会等の格差の是正に係る取組（デジタルデバイド対策等）

（1）地域 IoT 実装による地域課題解決・地域活性化の実現

電子行政

日吉津村において IoT の実装を通じた取組により解決が期待される課題について、国が提示する IoT 地域実装のための総合的支援施策の活用により、日吉津村における IoT の実装を行い、地域課題解決・地域活性化を実現する。

<KPI>

- ・地域 IoT の成功モデル等の実装事例数 1 件以上

<スケジュール>

- ・令和 2 年までに生活に身近な分野での IoT を活用した取組を延べ 1 件以上創出
- ・地域 IoT の実装について庁舎内で検討を行う

【対応する国の施策】

・IoT 地域実装のための総合的支援

超少子高齢化等が進展する地域においては、生活や産業の基盤が従来の形で維持できなくなりつつあり、IoT 実装を通じた官民データ利活用による課題解決が期待されるが、予算や人材の制約等により、地域における取組が進んでいない状況。

民間活力を最大限に活用しつつ、地域における IoT 実装を進めるため、令和元年度も引き続き、計画策定支援、地域情報化アドバイザー派遣などの人的支援、民間プラットフォームの活用をはじめとするデータ利活用ルール明確化、実装事業の支援等を総合的に実施。また、「地域 IoT 実装推進ロードマップ」のフォローアップ及び継続的な見直しを行うとともに、地域 IoT 実装状況に関する調査等により本施策の効果 KPI 及び更なる地域ニーズ把握を実施。

このような取組により、成功モデルの横展開を含め令和 2 年度末までに 800 の地方公共団体において、生活に身近な分野での IoT を活用した取組を創出し、地域活性化を実現。

(2) Web アクセシビリティ確保のための環境整備等のデジタル デバйд対策

電子行政

ICT の進展に伴い、携帯電話、スマートフォン、パソコン等の情報機器をはじめ、情報の伝達や入手の方法は多様化しています。しかし、情報機器を取り扱う知識、身体的な条件その他の要因により、情報機器による情報入手に困難を伴う場合があります。

また、行政情報の提供にあたっては、情報が遅滞なく確実に伝わる必要があります。

日吉津村では、能力や障がいをはじめとしたさまざまな要因により生じる情報格差に対し様々な支援を講じるとともに、高齢者や障がいのある方にも見やすいよう、「みんなの公共サイト運用ガイドライン」に基づき JIS 規格に準拠するよう改善を図り、デジタルデバйдの解消に寄与する。

<KPI>

日吉津村 Web サイトの JIS 規格 (JIS X 8341-3 : 2016) の適合レベル AA への準拠

<スケジュール>

令和 3 年度までに本村 Web サイトを JIS 規格 (JIS X 8341-3 : 2016) の適合レベル AA へ準拠させ、その水準を維持

【対応する国の施策】

・Web アクセシビリティ確保のための環境整備等

高齢者や障害者など、ICT の恩恵を十分に享受できていない者が多く存在。

誰もが行政等の Web サイトを利用しやすいようにするため、平成 29 年度の調査結果を踏まえ更なる公的機関 Web サイトのアクセシビリティ状況改善に向けた取組を促進。また、高齢者や障害者等に配慮した事業者による通信・放送サービスの充実を図るため、平成 29 年度から令和 3 年度までにかけて事業者等への助成を行い、進捗状況を確認。

これにより、デジタルデバйдを解消し、誰もが ICT の恩恵を享受できる情報バリアフリー環境を実現。

5. 情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等に係る取組（標準化、デジタル化、システム改革・BPR）

（1）業務のデジタル化、ペーパーレス化の推進

電子行政

会議におけるパソコンの活用など、業務のデジタル化・ペーパーレス化をより一層推進し、環境マネジメントの環境管理重点テーマの項目の一つとされる紙の削減をより進めるとともに、会議準備事務の省力化、事務スペースの確保など業務全体での効率化に向けた更なる検討及び取組を行う。

<KPI>

電子会議の開催回数 1回以上

<スケジュール>

令和6年度までにタブレット会議の検討を行う

【対応する国の施策】

・国・地方を通じた行政全体のデジタル化

「デジタル・ガバメント推進方針」（平成29年5月30日IT総合戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定）に基づき、国・地方を通じた横断的な電子行政の実行計画である「デジタル・ガバメント実行計画」を決定するとともに、当該実行計画に基づき、各府省庁においても中長期の戦略的な計画を平成30年度に策定。

引き続き、政府情報システム改革など、これまで蓄積したノウハウをいかしつつ、官民データの流通等に資する取組を推進することが必要であることから、デジタル・ガバメント実行計画及び各府省庁の中長期計画の改定を必要に応じて実施。

これにより、行政全体のデジタル化を強力に推進し、これまで以上に国民・事業者の利便性向上に重点を置いた行政サービスを実現。

・サービスデザイン思考に基づく業務改革（BPR）の推進

「デジタル・ガバメント実行計画」において、サービス改革の原則を「サービス設計12箇条」として取りまとめるとともに、先行的にサービス改革を推進する分野として、15の個別サービス改革事項を選定したほか、サービスデザイン思考に基づく業務改革（BPR）を各府省庁が実践的に行うことができるよう「サービスデザイン実践ガイドブック（β版）」を作成。

引き続き、行政サービスの維持・向上や持続的な経済成長を実現するため、利用者目線に立った個別サービス改革の検討・取組を行う。

これにより、国民と職員双方の負担を軽減しつつ、利用者中心の行政サービスを実現。

(2) 利用者中心の業務改革 (BPR) の推進

電子行政

社会環境の変化や技術進展が急速に進む中、行政サービスの維持・向上や持続的な経済成長を実現するため、利用者目線に立って、サービスのフロント部分だけでなく、行政内部も含めて業務・サービスを再構成する業務改革 (BPR) が必要。

BPR の取組内容、スケジュール等を具体化し、住民と職員双方の負担を軽減しつつ、利用者中心の行政サービスを目指す。

<KPI>

議事録作成業務の処理削減時間 (時間)

<スケジュール>

令和4年度までに議事録作成業務の処理時間を1会議(120分)ごとに8時間削減

【対応する国の施策】

- ・ 国・地方を通じた行政全体のデジタル化 (再掲)
- ・ サービスデザイン思考に基づく業務改革 (BPR) の推進 (再掲)

6. その他（パーソナルデータの利活用の環境整備に係る取組等）

（1）官民データ活用施策の推進に向けた職員の研修・育成

電子行政

日吉津村における官民データを活用した施策の推進のために必要な人材を確保するため、データ活用のノウハウやサイバーセキュリティ対策などについて、国の支援メニューも活用しつつ、職員の研修・育成を積極的に推進する。

<KPI>

研修履修人数 1人以上

<スケジュール>

令和2年度までにサイバーセキュリティについて研修を開始

【対応する国の施策】

・地域のデータ利活用推進のための地域人材の育成

平成30年1月29日に全国の地域情報化アドバイザーが一堂に会した全体会議を実施したところ。引き続き、地域IoTの実装を進める地域への専門家・有識者の派遣を実施する必要があるという意見が寄せられたことから、平成30年度においても地域情報化アドバイザーの派遣を実施。平成30年6月から11月末まで派遣申請を受け付け、242団体に派遣決定した。

令和元年度については、4月中を目途に地域情報化アドバイザーの委嘱を行うとともに、派遣申請の受付を開始し、令和2年3月まで順次派遣を実施する予定。地域情報化アドバイザー派遣事業により、地域課題を解決・改善。

・実践的サイバー防御演習（CYDER）

総務省において、NICTの「ナショナルサイバートレーニングセンター」を通じて、国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人及び重要インフラ事業者等を対象とした実践的サイバー防御演習（CYDER）等を実施。

平成30年度は、CYDERについて107回の演習を開催し、2,666名が受講。地方公共団体からは、490団体、1,664名が受講。令和元年度も、新たなコースやシナリオの開発を行いつつ、同規模で演習を実施。

これにより、サイバーセキュリティ人材の育成を推進。

7. セキュリティ及び個人情報の適正な取扱いの確保

日吉津村官民データ活用推進計画の実施に当たっては、「サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）」、「サイバーセキュリティ戦略（平成 27 年 9 月 4 日閣議決定）」、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」、「日吉津村情報セキュリティポリシー」に基づく適切な情報システムの運用体制を確保するほか、「個人情報の保護に関する法律」及び「日吉津村個人情報保護条例」に基づく適切なデータの公開、運用を図ることとし、データ活用に係る地域住民の不安の払拭に努めることとする。



発行：日吉津村役場総合政策課

〒689-3553

鳥取県西伯郡日吉津村日吉津 872-15

☎0859-27-5954 / 📠0859-27-0903

URL <https://www.hiezu.jp>